

江別市環境クリーンセンター余熱利用施設の使用及び維持管理に関する協定書

江別市環境クリーンセンター余熱利用施設（以下「施設」という。）の円滑な管理運営を図るため、江別市を甲とし、八幡自治会を乙として、次の条項により施設の使用及び維持管理（以下「維持管理等」という。）に関する協定を締結する。

（施設の目的等）

第1条 甲の所有する施設の目的及び施設概要は、次に掲げるとおりとする。

（1）目的

当該施設は、江別市環境クリーンセンターから生じる余熱（電気・温水等）を活用した穀物の乾燥施設であり、八幡地域農業経営者が基幹作物である米、麦、大豆の乾燥調整の効率化、コスト削減を図ることによって、当該地域の農業経営の安定維持に寄与することを目的とする。

（2）不動産の表示

ア 所在地	江別市八幡122番地22
イ 施設名称 （通称）	江別市環境クリーンセンター余熱利用施設 （穀物乾燥センター）
ウ 構造	鉄骨造平屋建
エ 建築面積	499.73㎡
オ 延べ床面積	495.01㎡

（維持管理の委託）

第2条 甲は、前条に規定する施設の維持管理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 甲は、乙に対して前項の委託に係る費用負担を行わないものとする。

（管理上の注意及び義務）

第3条 乙は、施設の維持管理等を行うにあたり、常に細心の注意をもって維持管理等に努めなければならない。

2 乙は施設の維持管理等を円滑に行うために、運営のための組織を設けるとともに、適正な管理を遂行するための責任者を置かなければならない。

3 乙は、施設の維持管理等の状況を日誌又は台帳等に記録・保存し甲が求めたときは、これらの書類を閲覧に供しなければならない。

4 乙は、維持管理等の必要性から、施設及び設備の現状を変更しようとするときは、事前に理由を付した書面を甲に提出し、承認を受けなければならない。

5 乙は施設の利用者から設備機器の使用に伴う経費の実費を徴収することができる。ただし、その額及び方法等について、甲と事前に協議をしなければならない。

(費用負担等)

第4条 甲は、施設及び設備の改修並びに修繕等に係る費用負担はしないものとし、施設に係る維持管理費用、その他施設の使用に伴い要する費用は全て乙の負担とする。ただし、施設の火災保険及び施設賠償責任保険等に係る費用は、甲が負担するものとする。

(調査及び報告)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、施設の使用状況を調査し報告を求めることができるものとする。この場合において乙は、これに協力しなければならない。

(損害賠償)

第6条 乙は、その責めに帰する事由により、施設の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、当該滅失又はき損による施設の損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。ただし、当該滅失及びき損により、甲に損害保険金が支払われて甲の損害の全部が補てんされたときはこの限りでない。

(その他)

第7条 その他、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成15年11月1日

甲 江別市
江別市長 小川 公



乙 八幡自治会
会 長 有野 清

